



鳥取県公報

平成 28 年 8 月 23 日 (火)
号外第 79 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例 (42) (環境立県推進課) 3

=====公布された条例のあらまし=====

◇鳥取県地球温暖化対策条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 条例の規定中引用する地球温暖化対策の推進に関する法律の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

条 例

鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 8 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第42号

鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

鳥取県地球温暖化対策条例（平成21年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(対策計画の策定等)</p> <p>第5条 知事は、本県の自然的社会的条件に応じた法第19条第2項に規定する施策並びに県の事務及び事業に関する法第21条第1項に規定する措置に関する計画（以下「対策計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 対策計画は、次に掲げる事項並びに法第21条第2項各号及び第3項各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 知事は、対策計画の策定及び規則で定める変更にあつては、法第21条第4項及び第6項から第9項までに定めるところによるほか、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>5 略</p> <p>(特定事業者の取組計画)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の規定により取組計画が提出されたときは、速やかにその概要を公表するものとする。ただし、当該取組計画を提出した特定事業者（以下「計画事業者」という。）が公表を希望しない場合において、それが当該計画事業者の権利利益（法第27条第1項に規定する権利利益をいう。）が害されるおそれがあることその他正当な事由によるものであると認められるときは、この限りでない。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(対策計画の策定等)</p> <p>第5条 知事は、本県の自然的社会的条件に応じた法第20条第2項に規定する施策並びに県の事務及び事業に関する法第20条の3第1項に規定する措置に関する計画（以下「対策計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 対策計画は、次に掲げる事項並びに法第20条の3第2項各号及び第3項各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 知事は、対策計画の策定及び規則で定める変更にあつては、法第20条の3第4項及び第6項から第9項までに定めるところによるほか、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>5 略</p> <p>(特定事業者の取組計画)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の規定により取組計画が提出されたときは、速やかにその概要を公表するものとする。ただし、当該取組計画を提出した特定事業者（以下「計画事業者」という。）が公表を希望しない場合において、それが当該計画事業者の権利利益（法第21条の3第1項に規定する権利利益をいう。）が害されるおそれがあることその他正当な事由によるものであると認められるときは、この限りでない。</p> <p>4～6 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。